

○学長補佐室規程

平成25年3月28日
法人規程第49号

学長補佐室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する学長補佐室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 学長補佐室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学長の諮問に応じて教育研究活動等に関する事項を調査検討し、学長に意見を述べること。
- (2) その他学長が命ずる事項に関すること。

(組織)

第3条 学長補佐室は、学長が学長特別補佐及び学長補佐のうちから指名する室員で組織する。

(室長)

第4条 学長補佐室に室長を置き、室員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、学長補佐室の業務を総括する。

(事務)

第5条 学長補佐室の事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

- 1 この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 学長室規程（平成16年法人規則第13号）は、廃止する。